

下水道供用区域を拡大

三月三十一日(土)から、下水道の供用区域を別図のとおり拡大します。区域内でくみ取りトイレのあるご家庭は三年以内に、浄化槽を設置しているご家庭はすみやかに下水道への接続をお願いします。

排水設備工事

宅地内の下水道接続工事は、必要な技術を習得している町指定の工事店に

依頼してください。工事費用は個人でご負担いただきます。

▼廃止工事店のお知らせ

次の業者から指定廃止の届出がありました(三月一日〜)。

▽株式会社中村設備(愛西市渚高町河原5番地の1)

下水道接続のための助成制度

下水道接続工事費用を無利子で融資する制度や、接続の際に不要となる合併処理浄化槽を雨水貯留施設に転用する費用の一部を補助する制度があります。

下水道使用料

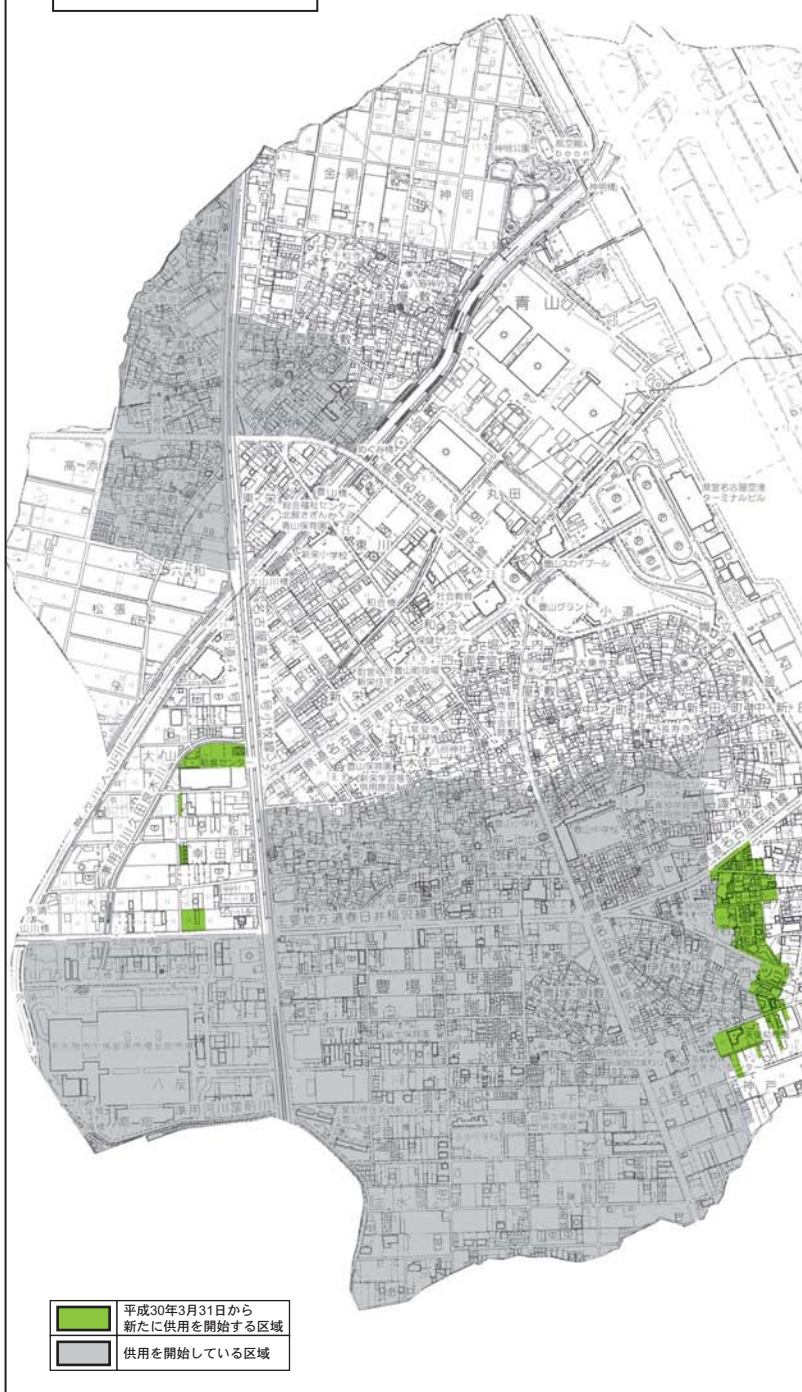
下水道使用料は水道使用量を基準に算出します。井戸水などの地下水を使用している場合は使い方によって使用水量が決まりますので、お問い合わせください。

下水道使用料のお支払い方法

使用料は水道料金と一緒に二か月ごとに口座納付などにより納めていただきます。

▼問合せ 建設課下水道係 ☎28・0940

下水道供用区域



固定資産税の縦覧と閲覧

平成三十年度の固定資産税の縦覧と閲覧を次のとおり行います。

縦覧とは、納税者が自己の土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額とを比較して、適正かどうかを帳簿により確認していただく制度です。閲覧とは、納税者本人が所有する土地や家屋について、課税台帳に登録された内容を確認していただく制度です。

縦覧・閲覧とも住所・氏名などが確認できるもの(運転免許証など)と印鑑をお持ちください。代理の場合は委任状も必要です。借地借家人の方は賃貸借契約書を提示していただくことにより、閲覧のみできます。なお、平成三十年度は評価替えとなりますので、納税通知書の発送は五月一日(火)、第一期・前納の納期限は五月三十一日(木)を予定しています▼縦覧▽とき 四月二日(月)〜五月三十一日(木)の午前八時三十分〜午後五時十五分(土・日曜日、祝休日は除く)▽ところ 役場一階四番窓口税務課▽手数料 無料▼閲覧▽とき 四月二日(月)〜平成三十一年三月二十九日(金)の午前八時三十分〜午後五時十五分(土・日曜日、祝休日、年末年始は除く)▽ところ 役場一階四番窓口税務課▽手数料 一件二百円。ただし、縦覧期間中は無料です▼問合せ 税務課課税係 ☎28